

参議院選挙の告示が目睫となり、第 20 回の参議院選挙の争点が明らかになりつつある。それは 21 日の日本記者クラブでの党首討論を見ても明らかだ。その一つは今月末のイラクへの主権委譲に伴い編成される多国籍軍への参加問題であり、他は年金問題である。

イラク主権委譲後の多国籍軍参加問題に関しての最大の論点は、多国籍軍の指揮権が派遣された自衛隊の部隊に及ぶのかどうかということである。

多国籍軍の指揮権が及ぶと言う事になれば、日本の意思に反して憲法の禁じる武力行使を伴う可能性があるとの懸念があるために、センシティブになっているのである。従って、多国籍軍に参加するとしても、日本が独自の指揮権を確保することが担保される限りにおいては参加が可能というのが政府の立場である。従来解釈に固執し、その呪縛から抜ける事が出来ぬ限り止むを得ぬ仕儀だろう。

「多国籍軍の Unified command の下」とは如何なることなのか、実態としては、米軍の指揮下ということではないのか、日本は独自の指揮権を保持しているという立場と、実際問題として、全般の態勢上米軍から事実上指揮を受けることが有り得るという実態とに、若しも乖離が生じた場合にはどうするのか等々問題はマスコミや野党の好きな問題である。そうして、日本全体が神学論争の渦に巻き込まれていく。

純軍事的に考えた場合には、2 以上の部隊が同様の任務を遂行する場合には統一された指揮権の確立が必須である。言うならば、指揮権が確立されていない部隊の集合体は烏合の衆である。

勿論、単純に指揮(command)を広義に捉えれば作戦統制等もその概念に入るのだろうし、絶対排他的指揮命令権を指す狭義の指揮権だけではなく、そのレベルや強弱には色々あるのだろうと思う。それらも議論されねばならない。また、異なる主権国家の軍隊が共同する場合には、夫々の部隊に対する最終的な指揮権は、夫々の国に属することとされるのが一般的であり、共同作戦を行う場合には、相互に調整して、お互いが了解した上で夫々の部隊に命令を発することとなろう。一方が他方に対して命令と言う形で絶対的な指揮権を行使することは対等な国家間においてはあろう筈がない。

指揮権と言う言葉に敏感に反応する日本の知識人やマスコミは、鬼の首を取ったみたいに騒ぎ立てる。そして政府・与党も過去の政府答弁との一貫性を慮って苦しい言い繕いをしている。新たなる時代には新たなる解釈が必要であろうし、その為の高いハードルすら恐れてはならない。

国際紛争を解決するための武力の行使が禁じられているのであって、国際的枠組みで行われる国連軍や多国籍軍への参加は憲法上も禁じられている訳ではない筈だ。そういう枠組みの中で日本は日本の国益を考えて如何なる役割を果たすべきかを侃侃諤諤議論して結論を出すべきなのだ。

また、この様な議論が何か事がある度に起きるとするのは、憲法に問題があると言わざるを得ない。持っているけれども使えないと言う可笑しい「集団的自衛権」をも含めて憲法改正を真剣に議論すべきときに来ている。

環境権とか云々よりも、戦後の日本を混迷に陥れた元凶である憲法第 9 条をこそ改正すべきなのだ。それを為さずして日本の戦後は終わらない。

奇しくも民主党が、昨日 22 日党憲法改正案の中間報告を発表した。それによると焦点

の9条に関しては、国連決議に基づく国連軍や多国籍軍などの集団安全保障活動に参加できることとしたのが大きな特徴だが、党内左派を慮ってか、自衛権も武力行使をも制限的・抑制的に行使すると言う事としている。従来の見解からすれば大きな前進であろう。

只、自衛権と言うのは国家固有の権利であって、特定条件下では行使しないと言うような性質のものではない。緊急やむを得ない場合に限り発動するのは当然の事ではないか、国連の集団安全保障活動が作動したら、我国は国連軍等に防衛を任せよと言うのか、理解に苦しむ。

武力(の)行使は、国際の法規・慣例に則って行使されるべきもので、武力行使の目的が達成される事がまず肝要であり、その限りにおいて不必要な殺戮をしてはならないのであり、最大限抑制的などと甘い言辞を吐いて人心を惑わしてはならない。兎角日本人は、制限的とか抑制的とか、優しいとか、仲良くとかと言う甘い言辞に乗せられやすい。

自民党が如何なる改正案を提出するのかが待たれる。

憲法問題が解決してこそ日本の戦後が終わり、新たなる日本再生の道を進む事が出来る。憲法問題と同じく重要なのが教育基本法の問題だろう。この両者の早期の改正が望まれる。

日本の戦後復興の基本方針を軽武装・経済優先とし国家の基本を見据えた戦略を策定してこなかった吉田茂の流れを汲む保守本流の国家戦略は日本の一番大事なものを蔑ろにしてしまったと断じて良い。仮に当時の状況から一時凌ぎであったとしても、それを今日まで延引した罪は大きいと言わざるを得ない。将来に禍根を残さぬ為にもそれを正すべき時期だ。

(了)